

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

許認可等の内容		社会福祉法人の解散の認可又は認定
根拠法令及び条項		社会福祉法第46条第2項
標準処理期間	根拠条項	君津郡市広域市町村圏事務組合社会福祉法人審査会設置要綱に基づく、君津郡市広域市町村圏事務組合社会福祉法人審査会の審査が必要なため
	設定等年月日	平成25年6月1日
	標準処理期間	2か月以内
審査基準	根拠条項	
	参考事項	
	設定等年月日	平成25年6月1日
	<p>【基準】</p> <p>社会福祉法 (解散事由)</p> <p>1 社会福祉法人は、次の事由によって解散する。</p> <p>一 評議員会の決議</p> <p>二 定款に定めた解散事由の発生</p> <p>三 目的たる事業の成功の不能</p> <p>四 合併（合併により当該社会福祉法人が消滅する場合に限る。）</p> <p>五 破産手続開始の決定</p> <p>六 所轄庁の解散命令</p> <p>2 前項第一号又は第三号に掲げる事由による解散は、所轄庁の認可又は認定がなければ、その効力を生じない。</p> <p>3 清算人は、第一項第二号又は第五号に掲げる事由によって解散した場合には、遅滞なくその旨を所轄庁に届け出なければならない。</p> <p>根拠条項の欄に掲げる通知を基準とし、次の書類を添付する。</p> <p>(1) 社会福祉法施行規則第5条第1項第1号から第3号までに掲げる書類</p>	